

# 第 22 期愛知海区漁業調整委員会

## 第 17 回 会 議 議 事 録

令和 5 年 6 月 15 日  
海区漁業調整委員会委員室



日	時	令和5年6月15日(木) 午後1時00分から午後1時40分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)			
議	題	第1号議案	改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)		
		第2号議案	愛知県資源管理方針の変更について(諮問)		
		第3号議案	まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)		
出席委員		山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹	鈴木 惣和
		山本 昌弘	中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄
		榊原 満男	鈴木 輝明	小林 清和	吉田 和広
		岩田 靖宏	長谷川桂子		
事務局職員			書記長	鈴木 照夫	
			主 査	黒田 拓男	
			非常勤職員	井上 容子	
農業水産局	水産振興監			岡本 俊治	
	水産課		課 長	柴田 晋作	
	〃		担当課長	坂口 泰治	
	〃		課長補佐	大橋 昭彦	
	〃		課長補佐	原田 誠	
	〃		課長補佐	荒川 哲也	
	〃		主任	横山 文彬	
	〃		技 師	荒木 克哉	
	〃		技 師	和地 柚貴	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局より委員の表彰授与について御紹介させていただきます。</p> <p>初めに、山下会長につきまして、漁業関係団体の要職にあつて、水産業の振興に貢献した功績が認められ、令和5年春の叙勲旭日小綬章を授章されました。</p> <p>おめでとうございます。（拍手）</p> <p>また、鈴木惣和委員、山本委員及び中根委員につきまして、海区漁業調整委員会として10年以上御活躍した功績が認められ、全国海区漁業調整委員会連合会から5月26日開催の通常総会の場で表彰されました。</p> <p>おめでとうございます。（拍手）</p>
事務局（鈴木）	<p>それでは、会議に移らさせていただきます。</p> <p>初めに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、の以上5種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p>
事務局（鈴木）	<p>それでは、ただ今から第17回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第17回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案3件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。</p>

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。

水産振興監

第17回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、梅雨の真っ只中ということで不安定な天候が続きますが、6月2日の大雨につきましては、農林水産関係では、農業関係及び林業関係の被害を中心に、被害額が38億円超となりました。水産関係につきましても、養殖施設等の破損やシラスウナギの流出など約8千万円の被害が発生しております。

また、豊川河口につきましては、大雨後の水産試験場の調査によりますと、河口に近い一部で浮泥の堆積がみられまして、アサリ資源への影響が心配されるところです。

今後は、6月20日に合同試験びきを実施し、調整会議を踏まえ、アサリ稚貝の成長に合わせて遅滞なく特別採捕を許可し、アサリ資源の有効利用を図って参る予定です。

本日の議題は、議案3件と伺っております。

慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

本日は定員15名のうち、14名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に

<p>会長（山下）</p>	<p>議長をお願いいたします。</p> <p>私が議長を務めますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木惣和委員、山本委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課（荒川）</p>	<p>議案1「改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。</p> <p>県漁業調整規則第11条に基づき、漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。また、廃業等により定数に空きが生じた場合には、毎年一回、新規の許可を行うこととしております。</p> <p>今回、8月末に有効期間の満了を迎える小型機船底びき網漁業の許可の一斉更新及び、廃業見合いの新規の許可を行う漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、合わせて諮問するものでございます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「諮 問 文 朗 読」</p> <p>資料2ページ、別紙を御覧ください。</p> <p>表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。</p> <p>1の改良備前網漁業について御説明いたします。</p>

制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、(3) 船舶総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期、(7) 漁業を営む者の資格を示しております。

今回は一斉更新のため、制限措置の内容は現行の許可方針から変更はありません。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第 11 条第 2 項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和 5 年 6 月 30 日（金）午前 8 時 45 分から令和 5 年 7 月 31 日（月）午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。

以降 5 ページの 7、渥美外海板びき網漁業まで、一斉更新の漁業については制限措置の内容に変更はありませんが、同ページの 8、中型まき網漁業から 12 ページの 15、空釣こぎ漁業まで、廃業見合い新規許可の漁業につきましては、(2) の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が許可方針の定数から現許可数を引いた空き枠の数に変更しております。

また、船舶等の数につきましては資料 14 ページを御覧ください。今回公示する漁業等の一覧を示しております。

表の左の欄から許可を行う漁業種類、許可取り扱い方針に記載された許可の定数、令和 5 年 6 月 1 日現在の許可数、定数から許可数を引いた空き枠、公示する数、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の期間を記載しております。

表の左、改良備前網漁業から渥美外海板びき網漁業につきましては、一斉更新のため公示する許可数は許可取り扱い方針に記載された許可の定数と同じ数といたします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、先ほど御説明しました改良備前網漁業と同じでございます。

許可の期間につきましては、令和 5 年 9 月 1 日金曜日から令和 8 年 8 月 31 日月曜日までの 3 年間としております。

	<p>次に表の左の欄、中段からの中型まき網漁業から空釣こぎ漁業につきましては、廃業見合いの新規許可のため、公示する許可数は許可取り扱い方針に記載された許可の定数から現在の許可数を引いた空き枠の数といたします。</p> <p>許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、令和5年7月21日金曜日午前8時45分から令和5年8月21日月曜日午後5時30分までの1か月としております。</p> <p>許可の期間につきましては、許可の日から、それぞれの漁業の一斉更新時における許可の期間までとしております。</p> <p>なお、本年12月に漁業法改正から3年を迎えるのを機に、今後、定数の空き枠がある漁業につきましては、一斉更新の際に、漁業種団体の御意見を聞き、定数の見直しを検討していく予定としております。</p> <p>最後に、参考として15ページ以降には、申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議無し）</p>
会長（山下）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>



会長（山下）

ありがとうございました。

挙手全員と認め、「改良備前網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。

次に、第2号議案の「愛知県資源管理方針の変更について」水産課から説明をお願いします。

水産課（原田）

第2号議案の「愛知県資源管理方針の変更について」御説明いたします。

愛知県資源管理方針は、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の資源管理方針を定めるものです。

愛知県資源管理方針の変更については、漁業法第14条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、海区漁業調整委員会への諮問後、水産庁に協議して、承認される必要がありますので、本日、諮問を行うものです。

最初に、諮問文を朗読いたします。資料の1ページ目を御覧ください。

#### 「諮問文朗読」

本日の配布資料の2ページ目は変更の理由及び概要、3ページ目から9ページ目は変更案の新旧対照表、10ページ目から23ページ目は変更後の資源管理方針案となっており、最後の24ページ目は参考として漁業法条文の抜粋となっております。

それでは、2ページ目をお開きください。変更の理由及び概要を説明いたします。

まず、「1変更の理由」についてです。現在、漁業者が作成している資源管理計画については、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行する必要があります。このため、資源管理協定への記載が想定さ

れる水産資源を、県の資源管理の方向性などを定めている愛知県資源管理方針に追加する必要があるため、この度、変更を行うものです。なお、資源管理協定には主要な対象魚種となる個別の水産資源を記載する必要があります。

次に、「2変更の概要」についてです。

「(1) 漁獲量の報告期限についての追記」として、第8の別記3及び4に記載されているくろまぐろの漁獲量の報告について、国の資源管理基本方針に即して、報告の期限に行政機関の休日は算入しない旨追記しております。

3ページ目をお開きください。新旧対照表により、変更点を説明いたします。

別記3及び別記4のくろまぐろの漁獲量等に係る報告の期限について、知事が法31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までに、行政機関の休日は算入しない旨追記しております。

2ページ目にお戻りください。

「(2) 個別の水産資源の追記」として、第8の別記1から6に既に記載されている特定水産資源(TAC魚種)に加えて、今回新たに資源管理協定への記載が想定される別記7から18の12の水産資源を追加しております。資源管理の方向性については、資源評価結果等のそれぞれの水産資源で得られている情報を基に、定量的な目標を定めております。

別記7「かたくちいわし太平洋系群」及び別記8「とらふぐ伊勢・三河湾系群」は、国が行う資源評価において目標とする親魚量が公表されている資源であり、資源の水準は目標管理基準値案を下回っています。このことから、資源管理の方向性は、「親魚量を、令和10年までに提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。」としております。

4ページ目をお開きください。別記7「かたくちいわし太平洋系群」及び5ページ目、別記8「とらふぐ伊勢・三河湾系群」の「第

2 資源管理の方向性」は、「国が行う資源評価における親魚量を、令和 10 年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」としており、今後、国により資源管理の目標が新たに定められた場合には、その目標を資源管理の方向性とする旨、付記しております。「第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」は、「愛知県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。」としており、協定の締結による資源管理の推進をここで示しています。「第 4 その他資源管理に関する重要事項」は、「該当なし。」としております。なお、以降の別記について、第 3 及び第 4 の記述は同一となっておりますので、以後は、「第 2 資源管理の方向性」のみ説明いたします。

2 ページ目にお戻りください。

別記 9 「まだい太平洋中部系群」から別記 13 「しゃこ伊勢・三河湾系群」は、国が行う資源評価において資源水準が公表されている資源であります。そのうち別記 9 「まだい太平洋中部系群」及び別記 10 「くるまえび愛知県周辺海域」については、資源の水準が高位と判断されることから、資源管理の方向性は、「高位の資源水準を維持する。」としております。

別記 11 「ひらめ太平洋中部系群」については、資源の水準が中位と判断されることから、資源管理の方向性は、「中位以上の資源水準を維持する。」としております。

別記 12 「まあなご伊勢・三河湾」及び別記 13 「しゃこ伊勢・三河湾系群」については、資源の水準が低位と判断されることから、資源管理の方向性は、「資源水準を、令和 10 年までに中位以上に回復

させることを目指す。」としております。

5 ページ目をお開きください。別記 9 「まだい太平洋中部系群」及び別記 10 「くるまえび愛知県周辺海域」の「第 2 資源管理の方向性」は、「国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」としています。

6 ページ目、別記 11 「ひらめ太平洋中部系群」の「第 2 資源管理の方向性」は、「国が行う資源評価において、中位以上の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」としております。

同 6 ページ目、別記 12 「まあなご伊勢・三河湾」及び 7 ページ目、別記 13 「しゃこ伊勢・三河湾系群」の「第 2 資源管理の方向性」は、「国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。」としております。

2 ページ目にお戻りください。

別記 14 「しらす愛知県周辺海域」から別記 18 「小型えび類（さるえび、あかえび）愛知県周辺海域」は、国が行う資源評価が公表されておらず、県が行う漁獲状況調査において資源水準を判断する資源ではありますが、そのうち別記 14 「しらす愛知県周辺海域」及び別記 15 「がざみ愛知県周辺海域」については、資源の水準が高位と判断されることから、資源管理の方向性は、「高位の資源水準を維持する。」としております。

別記 16「あさり太平洋中・南部のうち愛知県周辺海域」、別記 17「とりがい愛知県周辺海域」及び別記 18「小型えび類（さるえび、あかえび）愛知県周辺海域」については、資源の水準が低位と判断されることから、資源管理の方向性は、「資源水準を、令和 10 年までに中位以上に回復させることを目指す。」としております。

7 ページ目をお開きください。別記 14「しらす愛知県周辺海域」及び 8 ページ目、別記 15「がざみ愛知県周辺海域」の「第 2 資源管理の方向性」は、「県が行う漁獲状況調査において判断される資源水準について、高位の水準を維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。」としております。

同 8 ページ目、別記 16「あさり太平洋中・南部のうち愛知県周辺海域」、別記 17「とりがい愛知県周辺海域」及び 9 ページ目、別記 18「小型えび類（さるえび、あかえび）愛知県周辺海域」の「第 2 資源管理の方向性」は、「県が行う漁獲状況調査において判断される資源水準を、令和 10 年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。」としております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会で御承認をいただきましたら、漁業法第 14 条第 10 項において準用する同条第 5 項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。また、本方針は県公報により告示による公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁及び法務文書課との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（山本）

マアナゴやシャコなどについても海況が特殊な状況の中で、年々

水産課（原田）	減ったり増えたりで、特にここ数年の低い水準でやられると、後々困るなあと思うんですが、県はどう考えていますか。
委員（鈴木）	マアナゴやシャコについて、資源水準が低いことは承知しています。ただ、資源管理方針については今後策定する資源管理協定で対象とされる魚種を記載する必要があります。また、5年後に検証をいたしますので御了解いただきたい。
水産課（原田）	質問があります。 国が行う資源評価と県が判断する資源評価とはどのように分けられているのか。
委員（鈴木）	国の資源評価は親魚量により資源水準を高位、中位、低位と判断しています。魚種によってレベルも違います。国の資源評価が行われていない魚種については、県の漁獲調査によって資源水準を検討して目標を定めています。
水産課（原田）	資源水準が公表されているところで、国の高位・中位・低位という資源評価は非常に主観的で相対的ですよ。何を以て高位・中位とするのか。時系列で資源水準が変わっていく、これに伴って高位・中位・低位という概念も変わっていくのか、それとも絶対的に何トン以上を高位、何トン以上を中位というはっきりした定量的なメルクマークがあるんですか。
委員（鈴木）	国による資源評価の場合、魚種によって水準の出し方が違います。ただ、一般的には20年以上の漁獲量もしくはCPUEのような数値を用いて、過去20年以上のデータから決められていますので、年の変化はそれほどないと思います。
委員（鈴木）	新たに資源管理協定の記載が想定されるというカテゴリーとい

<p>水産課（原田）</p>	<p>うのは、将来、特定水産資源 TAC 魚種に移行する可能性もあるという考え方でいいですか。</p> <p>あくまでも資源管理協定を締結するということに関してであり、資源管理方針にその魚種が記載されたから、将来 TAC を目指しているというものではありません。それはまた、別の話です。</p>
<p>水産課（柴田）</p>	<p>補足ですが、現在、漁業者のみが作成している資源管理計画は、積ぶらや漁船リース事業等の対象になる際の要件になっています。</p> <p>国は今年度中に資源管理計画から資源管理協定に移行しなければ、来年度から対象にしないという方針を打ち出しています。そのため、今年度中に資源管理協定を各漁業者に作成していただく必要があり、その前提として、資源管理方針の中に規定される魚種を追加する必要があるというのが今回の主旨です。</p> <p>一方、TAC に何を入れるかというのは国の判断であり、県として今回追加するものとは全く関係ない部分です。</p> <p>この資源管理方針をお認めいただいたら、それに基づきまして各浜を回って、現在の資源管理計画を資源管理協定に切換えていく作業を各漁業者の方に説明していく予定としておりますので、御協力をお願いします</p>
<p>会長（山下）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>TAC は漁業者の理解なくしてはいかんから、よろしく願います。</p> <p>あと、よろしいですか。</p> <p>質問等も出尽くしたようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>

委員（多数）	（異議無し）
会長（山下）	異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「愛知県資源管理方針の変更について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>
水産課（原田）	<p>次に、第3号議案の「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>第3号議案の「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」説明させていただきます。</p> <p>漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聞くこととなっております。</p> <p>今回は、7月から令和5管理年度が開始するまさば及びごまさば太平洋系群に関して諮問させていただくものです。</p> <p>最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>2ページの別紙を御覧ください。</p> <p>令和5管理年度である令和5年7月1日から令和6年6月30日</p>



までの知事管理漁獲可能量は「愛知県まさば及びごまさば太平洋系群漁業」に「現行水準」を設定しています。

この「現行水準」とは、漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増加させない管理を行うものとなります。

3ページを御覧下さい。こちらはまさば及びごまさばについて、国から都道府県へ示された配分量です。まさば及びごまさばの漁獲量は本県の全国シェアが小さいことや漁獲努力量による管理でこれまで支障なく資源管理ができていることから、令和4管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されておりますので、先ほどお示ししたとおり、本県の漁業に「現行水準」を設定しています。

なお、4ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会の御承認をいただいた後は、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。

また、水産庁の承認後は、県公報での告示となりますが、その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）

（異議無し）

会長（山下）

異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。

委員（全員）

（挙手全員）

会長（山下）

ありがとうございました。

挙手全員と認め、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第17回委員会を終了します。

委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員